

第3回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第3回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年3月21日（金）10：00～12：04

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、豊福参与、林参与、
藤谷参与、松元参与、弥永参与、湯浅参与
事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、古谷企画官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

（1） 全体・政令関係

- －政令・制度全体に関する御意見等
- －特別の利益を与えてはいけない者の範囲

（2） 内閣府令（法律施行規則）関係

① 公益信託認可等に関する事項

- －信託契約書・認可申請・変更の関係
- －府令第1条（信託行為に定めるべき事項）
- －府令第2条（公益信託認可の申請）

②利用者の負担軽減等に関する対応

- －受託者の負担軽減等に関する検討状況
- －府令第39条～第49条（定期提出書類）

③その他の論点

- －府令第3条（特定資産公益信託）
- －府令第24条～第32条（公益事務割合）

（3） 合同命令（計算規則）関係

（4） 自由討議

3. 閉会

○湯浅座長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開催いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から、事前連絡をお願いいたします。

○古谷企画官 本日の参与の出席状況について、御報告いたします。藤谷参与、松元参与がオンラインでの御参加となっております。

今回、会議室ではお1人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにして、御発言が終わりましたらオフにしてくださいようお願いいたします。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと存じます。

議事次第に従って、議事を進めてまいりたいと思います。

まずは、事務局から、本日の議論の進め方、（1）全体・政令関係について御説明いただいた後、出席者の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

事務局から、御説明をお願いいたします。

○古谷企画官 御説明させていただきます。

本日お配りしている資料は、資料1のレジュメのほか、府令に関する資料2-1、資料2-2、合同命令に関する資料3-1、資料3-2、また、参考資料として、豊福参与、岡本参与からの意見書を置かせていただいております。

資料1に基づいて、本日は進めさせていただきます。

3ページをご覧ください。今回、施行準備研究会の第3回であり、これまでの議論を踏まえ、事務局としての対応方針を書かせていただいたものを踏まえて御意見をいただく会になるかと存じております。本日いただいた御意見を踏まえて、さらに検討を行い、また関係各省庁との調整も踏まえて、世にさらに広く御意見を伺う手続に進むことができればと考えております。岡本参与の御意見も含めて、かなりペースが速いという御指摘は重く受け止めつつも、令和8年の施行に向けて、都道府県の体制整備等の問題もあり、パブコメ等も踏まえても、さらに御意見の交換などを行うことを見越して進めているところになります。御理解を賜ればと存じます。

4ページをご覧ください。本施行準備研究会の立ち位置になりますが、既に法律が公布されている中で、その下位法令を主として検討いただいております。

5ページをご覧ください。本日の議題としては、大きく、1、2（1）～（3）、3、4という構成になります。それぞれについて、事務局からの簡単な説明の後に御意見をい

ただけたらと存じます。

事務局として特にいただきたい点を1にまとめております。その具体的な資料が、2と3になります。また、2と3については、前回からの主な修正点を赤字としております。

それでは、7ページをご覧ください。全体・政令関係の部分になります。総論については、まさに多様な信託事務や受託者の類型があることを踏まえて検討すべきという御指摘や政令について、特別の利益の記述や別表23号の公益事務についての御指摘がありました。

8ページは、特に特別の利益の整理を書かせていただいております。今回は、検討の視点をさらに具体的に整理させていただいて、本規律について、上の箇所になりますが、特別の利益の供与は今回の規律の関係者にかかわらず原則的に禁止されること、また、本規律は特に利益誘導等の危険を踏まえて取引関係を開示する手続的な規制を要する関係者としての範囲を特に書いているということを示させていただいております。この点は、このページの下にある関係する他の規定の②のとおり、公益法人の令和6年の一部改正による方針とも重なっております。具体的な規律の内容としては、真ん中の箇所になりますが、1つ目として、法律上の例示の3者、委託者、受託者、信託管理人、2と4は委託者と受託者についてになります。両方を同一の規律とした上で、2では業務執行者、3では支配関係にある者についての規定を想定しております。3は、親族等に広がるものについてでして、2と4を分けた理由にもなりますが、4について、特に委託者・受託者を実質的に支配する個人のようなものに関して、配偶者、3親等内親族、非常に広がりますので、そこを分けた上で、3については4にかからないという形で整理しております。前回、委託者・受託者の出資者や設立者についても含めるほうがよいという御指摘もありましたが、この点は、例えば、受託者に株式会社が入った場合に、その発起人等をどこまで含めるかといった点が問題となり、資金を提供したことの影響力で基準をはかると非常に不明確になることもあり、今回は取り上げておりません。

説明は、以上になります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、皆さんから、御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。オンラインで御参加の方も、御意見がございましたら、挙手ボタンでお知らせいただければと存じます。これまで議論をしたところのまとめでございますけれども、皆様、いかがでしょうか。

○岡本参与 あまり僕ばかり言うのはしつこいなど、申し訳ないなど思っているのですが、さくっと言って繰り返しを避けたいと思います。

今回の最初の総論のところ、資料でいくと7ページでございますけれども、そこで既に豊福参与からも規模と性質を分けてやらないと無理があるのではないかという御意見をいただいていたいて、私もそれに同意しております。その点については、今回の新しい意見書でも出させていただきましたので、ぜひ御検討いただければと思います。ほかの省庁との調整もあるかと思うので大変だと思いますが、よろしくお願いします。

政令関係、7ページの一番下ですが、特括法、特定非営利活動促進法と公益法人法の違いの部分でもあるわけですが、一番下の別表で特活法人にあるような中間支援の部分と地方自治体の条例指定を入れてはどうかということを出しています。大変ありがとうございます。右のほうに御回答をいただいています、要するに、事象が生じていないと書かれているのですけれども、中間支援については、今でも、例えば、公益法人協会もそうだろうけれども、いろいろと中間的な規定を援用する形でやっているけれども、解釈上、援用に若干の無理があるかな、遠いかなという部分もあるかと思うので、きちんと定めたほうがいいのではないかと。特に、最近、地域運営組織の問題も含めて、新しい中間支援組織の重要性も高まっているということもあります。これはほかの省庁でも言われているところですが、そういうものも含めて考えることが必要ではないかと思います。

それと、下のほう、まさに公益信託は相対的に小さな規模であって、しかも地方自治体のレベルで行われるものが多いと考えられますので、地域の活性化とか、地方の活性化とか、今の首相も得意なところだと思いますので、そういう面では、ここは横並びにする必要はなくて、こちらから展開していてもいいのではないかということが意見です。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

松元参与、挙手いただいていますので、お願いできますでしょうか。

○松元参与 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

特別の利益のところまでこれまで何度かコメントをさせていただきました。最初、少し広過ぎるのではないかと申し上げたら、すごく狭くしていただいて、今度は、狭すぎて漏れているものがあるかもしれないということをまた細かく指摘させていただいておりました。最終的に、広過ぎず、狭過ぎず、明確性という観点がすごく大事だと思いますので、そういった意味で、すごくいい落としどころになっているのではないかと思います。事務局の皆様方におかれましては、本当にありがとうございます。私の感触としてはすごくいい感じになっているのではないかと思いますので、お礼を申し上げます。

以上です。

○湯浅座長 松元参与、ありがとうございます。

御賛同の御意見を承りました。

弥永参与、お願いします。

○弥永参与 ありがとうございます。

私も、この政令第1条との関係でいうと、事務局案は非常によろしいのではないかと思っているのです。ただ、前のときにも少し申し上げたのですけれども、計算書類等との関係でいえば、通常の信託の場合とは違ひまして、特別の利益を与えてはいけないということが基本的な考え方にあること、関連当事者との取引の注記は、追加したほうがいいのではないかと思うのです。一般論として、この政令第1条のような開示要求を広く求めることはしない、しかしながら、株式会社などについての関連当事者との取引の開示の注記は、

かなり広い範囲、つまり、支配株主とかだけではなく、主要株主までカバーするような形で開示させているわけです。実際に取引をしたということになる局面において注意を払っていただくためにも、通常の信託の場合とは違って、公益信託の場合には関連当事者との取引に関する注記を計算書類のレベルで要求していったほうがいいのではないかと思います。取引がなければ、開示する必要はないわけですから。

○湯浅座長 御意見をありがとうございます。

事務局から、御回答をお願いします。

○大野次長 弥永先生と岡本先生からの御意見に対する回答でございますが、別表に追加したらどうかという御意見かと思えます。こちらにつきましては、特定非営利活動法人法における別表の在り方と公益認定法の別表の在り方は成り立ちから違ってくると考えております。公益認定法の別表については、公益信託法も同じなのですけれども、当時の立法趣旨として、世の中のおよそあらゆる公益というものを考えて、当時の法律の目的規定などを踏まえまして、当時考え得るものは全てこの中に含まれるんだよということで22項目を挙げて、さらに、当時には考えもつかないものがあるのだったら、政令でも追加できるようにしましょうということにされたものです。公益認定法の場合は、およそ公益と考えられるものについてはここから除外されないんだということで運用されてきているというところがあります。これに対しまして、特定非営利活動法人法は、私自身もそれほど詳しいわけではないのですけれども、当時、成立当初については、民法という一般法により公益に関する法人制度がある中で、特定の公益活動を行うということで、特定非営利法人活動法が制定され、その別表ができていて、つまりは、限定列举され、それしかできないのだということで別表の号ができてきているんだと理解しております。各号で読めないものについては、法律に細かく書いていく必要があるということではないでしょうか。今回、中間支援活動等について御指摘いただいておりますけれども、既に公益法人の世界ではそういったものをやる法人も広く認められてきております。特段別表に書いていないから駄目なんだという事例は一つもないと考えている次第でございます。そういった世界で、新たに追加するまでもないのかなということが、事務局として今考えているところでございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○古谷企画官 弥永参与からの御指摘についても踏まえて、注記について、確かにここで決め切っているわけではありませんので、引き続き検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○湯浅座長 豊福参与、お願いします。

○豊福参与 本日添付の意見書は、実務面を中心にしました、信託協会の社員会社の最大公約数的な意見になっております。本日の資料でも一部反映いただいている点については、大変感謝申し上げたいと思っております。

また、未反映の部分も一部ございますので、今後の政省令の作成作業においてぜひ御検討いただきたいたいようお願い申し上げるということで、よろしくお願いします。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

豊福参与からの御発言に対して、何かコメントはございますでしょうか。

○古谷企画官 御意見を踏まえて、引き続き検討させていただきたいと存じます。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 別表23号の件が出たので、岡本先生のこととは違うのだけれども、23号のその他もろもろのところについて、ここで言うことかどうかは分からないのだけれども、なお世の中等も見ていただきたい、あるいは、柔軟に政令をもって追加することを将来御検討いただきたいたいということが結論です。法制審のときも、それに対して、新たに追加するものはないのかと相当問題点を振られて、我々も弁護士会も考えられなくて結局うまく入れられなかったということが率直なところなのだけれども、そこで将来に向かって思考が固まっていけなくて、23号を以下に柔軟に世の中に沿って使うかということは論点としてあるので、ここで言うものかどうかは分からないのですけれども、問題意識を持っていたいて、将来は有効に使っていただきたいたいと思います。

以上です。

○大野次長 当然ながら、世の中の公益を踏まえて、不断の検討は必要かと思っております。

○岡本参与 ありがとうございます。

すぐ終わります。さっき言われた点で、中間支援については入っているんだよという話がありましたけれども、条例指定のほうは基本的に公益認定法も都道府県の自治事務という形になっているわけだから、その部分でいけば、各都道府県の、ある意味でいくと、創意や工夫によって認めていくことについても考えてもいいわけです。それは権限問題に関係しているので、そこはまた御検討いただければと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、このテーマにつきましては、以上でよろしゅうございますでしょうか。

続きまして、2番目の内閣府関係、①公益信託認可等に関する事項につきまして、事務局から、御説明をお願いいたします。

○古谷企画官 御説明させていただきます。

資料1、研究会説明資料の10ページをご覧ください。前回お示しした信託行為認可申請・変更についての関係図となります。信託行為については、大きく3つの記載事項があり、必要的記載事項として記載がなければ不認可となるもの、相対的記載事項として当該行為を行う場合に記載がなければ不認可となるもの、また、それ以外の記載として任意的記載事項として、整理しております。これらは、認可申請書に別紙として引用されることで、

認可申請書の内容となり、認可の対象となります。その後の変更については、必要的・相対的記載事項は原則変更認可、認定記載事項を届出になるという形で、横串で整理しております。前回、認定記載事項についても変更認可が必要となる事項があり得るという御指摘がありました。その点は引き続き検討させていただいているところですが、仮に本当に重要であれば必要的記載事項として追加すべきということも考えられることから、現時点ではこの表の考え方に沿ったままでの府令とさせていただいております。引き続き、この点については検討を続けたいと存じます。

11ページをご覧ください。府令、今までの第1条に当たる部分になります。信託行為に定める事項、すなわち、必要的記載事項・相対的記載事項についての規律となります。前回からの主たる変更点としましては、9と10。9、委託について多様な委託があり得る中で全てを記載することは不合理という御指摘について、信託業法の政令等を参考にしつつ、除外規定を置くような提案を行わせていただいております。保存行為、信託財産の性質を変えない範囲で行われるもの、また、補助的な機能を有するものとして挙げさせていただいております。そのようなもの以外については、相対的記載事項として書くことまでは認めないということになります。10については、合議制の機関についてであります。この点も、特に事業性のものなどについて、全ての合議制の機関を記載することは不合理であるという御指摘がありました。ここについては、不可欠なものという形で書かせていただいております。不可欠とは、その合議制の機関が置かれることによって認可を受けたという関係に立つようなものでして、それについて、当然契約書に根拠があること、また、変更がある場合については変更認可の届を要するという形で想定しております。ただ、契約作成時、当該合議体が不可欠なものかどうかという判断が悩ましいという状況は当然想定されますので、この辺りは、ガイドラインや事例の集積を含めて、典型例を示していくことになると思います。最後の一番下、信託の年度は法律上の用語も含めた統一性のために修正したのになります。

続いて、12ページをご覧ください。12ページ以降は、前回までのこれまでの御意見と現時点での対応方針として書かせていただいております。時間の関係もあり、詳細については割愛させていただきますが、1点、12ページの上、全体（原則）という点について、補足して説明させていただきます。法人の定款と信託行為の対比になりますが、法人について、定款自治を踏まえて、機関設置を踏まえて、業務執行、また、経営判断で業務を柔軟に拡大または変更していくという考え方に対して、信託行為につきましては、例えば、契約でも遺言でもそうなのですが、作成当時に関しては、私的自治の中で自由にある程度創造性を発揮し、柔軟にオーダーメイドで作成して、また、それについて認可を受ける中で、実際に認可を受けた後は、一定の裁量はあるにせよ、受託者は公益信託事務を信託行為に拘束されて行為を行うことを想定しております。その前提として、信託行為にはある程度具体的な記載が求められるという前提で府令をつくっております。この点は、取締役の自由度と異なる形での粒度として想定されておりまして、この点を補足して御説明させてい

ただいております。

少し飛びまして、15ページになります。府令第2条で、受託者の行政庁に対する公益信託認可の申請時での規定になります。特に、府令のレベルとしましては、添付書類についての規律が問題となります。この点も、特に書類としての提出負担や作成負担が非常に多くなるのではないかという御指摘を多々いただいているところであります。

この点も、16ページ以降で、前回までの御意見、また、対処方針について、書かせていただいております。

例えば、17ページを見ていただいて、一番上、受託者の固有財産における計算書類の点について、どこまで求めるかという御議論がありましたが、対応方針では、添付書類等の関係では、債務超過を一定のラインとしつつも、公益事務の内容や個々の受託者の状況を考慮することを想定して、特に個人について、裏づけ資料として、まず、調書等について求めて、必要に応じてその他資料を求めていくような運用を検討させていただいているところです。この点も、さらに、詳細については、資料2-1、2-2に書かせていただいております。前回以降、具体的に削除したものとしましては、17ページの下2つ、委託先の略歴、合議機関の構成員の略歴になります。これについては、受託者の能力要件の要素となることにおいて、必ず求める資料としてではなく、行政庁が必要に応じて求めるという形での整理、その意味での削除とさせていただいております。

以上、特に最初の認可の段階になりますが、この点を中心に御意見をいただけたらと思います。

私からの説明は、以上になります。

○湯浅座長 ただいまの御説明につきまして、皆様から、御意見、御質問をいただきたいと存じます。基本的なところは、最初に御提示したところを皆様の御意見を踏まえて微修正をかけたというところでございます。御意見はいかがでしょうか。

豊福参与、お願いいたします。

○豊福参与 3点ほど、意見です。

11ページの府令の中で、8

ですかね。代表受託者ですけれども、岡本参与がおっしゃっているとおり、信託法とか、法律上の明確な規定がないので、あえて要るのかなということが私どもの1つの意見でございます。2点目が、11、信託管理人の具体的な職務の部分ですが、法律上は信託管理人の権限と決まっていて、それをバスケツ的に規定すれば、あえて具体性が必要かなということは、意見として、出ております。

それと、15ですかね。信託事務年度が1年を超えないものに限るとあるのですが、信託業法でも同じような規定がございまして、信託業法ではいわゆる信託の引受時に委託者に交付する書面が規定されております。この書面に記載する事項が第26条で決まっております。実務的には契約書ないしは約款で代用しているところがございます。この中に、信託期間については1年を超えないものという原則としての記載がございます。ただ、幾

つかの例外がございまして、1つは、最初の信託事務年度についてだけは、1年を超えて2年以内としております。これは、信託業法施行規則の36条ぐらいでたしか決まっていたものです。もう1つは、1年目の応当日が休日の場合ですかね。こういうときは翌日でもいいですとか、年末や連休があるときには多分3～4日の余裕がありましたので、こういう信託業法の考え方も一部採用していただけないかということだけ、意見として申し上げておきます。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御意見に対しまして、コメントをお願いできますでしょうか。

○古谷企画官 事務局から、お答えさせていただきたいと思います。

共同受託の場合についての代表受託者の定めについては、御意見を承って引き続き検討させていただきたいと思いますが、信託行為のレベルで書くのか、申請書のレベルで書くのかという問題がある中で、事務局案としましては、信託法に定めることで共同受託者間の事務の割合や分掌が決まり、それが対外的な執行についてもつながっていくというところで、行政の明確さだけではなく受託者間での職務の明確性にもつながると思っております。その辺りをどのレベルで書くのか、また、府令としてどこまで要求するのかは、引き続き検討させていただこうと思っております。

2点目の信託管理のところについても、引き続き御指摘を踏まえて検討させていただきます。

3点目の信託事務年度に関しましては、信託業法の規定について御指摘いただき、ありがとうございます。現状の公益信託の実務は年度途中でもその年度の終わりまでのものを含めて出している実務もあることも理解しておりまして、信託事務年度の特に最初に認可を受けたのが年度内であった場合の書類の定め方は、御指摘を踏まえて、検討させていただきたいと存じます。

○豊福参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 その他の方、何か、御質問、御意見はございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 先ほどの代表受託者の件で、どのレベルへいくかとおっしゃられたので、御検討いただきたいのですが、ざっと資料を見た範囲で言うと、信託行為では定めなくて、認可のときに、要するに、書くのだらうなと思っていて、ただ、それは、要するに、事実上、ある種の連絡先みたいな、メインのところみたいな趣旨で書かれるのかなと思ったので、その限りでは、絶対なかったらあかんかと言われるとなくでもいいという答えなのだけでも、そういう代表なのですよという趣旨で書かれる部分については、事務的にはあり得るなと思ったのです。そういうレベルなのですから、その裏はどうなるかというと、例えば、3人ぐらいいたときに、要するに、代表受託者は、信託行為で書かれるのではなくて、申請のときの代表的な連絡先の趣旨で書かれるのかと思って、それだったら、

一応理解できるというか、やってもいい。ただ、その裏は、要するに、代表ではない人が行政に対して行為をしても権限はあるし、逆に、行政が通知をしたり書類を送ったりしたときに、代表者にできないからほかの人にやっても、それは法的な効力があるはずなのです。だから、そこで絞ってしまうと、いい面もあるけれども、マイナス面もあるから、どっちなのかなという気はします。だから、代表者の趣旨で書かれるのだったら、あるなと思った。意見としては、そういう感じです。

違う話に参りますが、受託者の職務に関する事項のところ、信託事務の内容をどのぐらい書くかというところがあって、後にも関わるころなのだと思いますけれども、ある程度具体的に書かないといけないのだけれども、どれぐらい詳細に書くかということは問題で、そのイメージが実はまだコンセンサスを得られていないのではないかなという気はします。うまく言えないのですけれども、すみません。信託目的で抽象的には制約されるのだけれども、それだけだったら実務的に動かないので、信託事務を書くのだけれども、信託事務をまた詳細にした人だけ固定的になってうまく動けないかもしれないという部分があるのですよね。受託者には本来法的には裁量があるはずで、それはあつてしかるべきなのだけれども、茫洋と裁量があり過ぎると駄目なのではないのかという問題意識も僕は当然理解しているつもりです。だから、信託目的があつて、すべき信託事務をしっかりと書くのだけれども、逆に、箸の上げ下ろしまでみたいなことは絶対にないと思うし、書き過ぎると固定的になって動けなくなるということは、例えば、民事信託でもほかのところでもあると思うので、それをどれぐらいのところにするかということになるのだと思うのです。だから、例えば、ガイドラインかモデル契約書か何かでこれからコンセンサスをつくっていくのだらうなと思います。岡本先生の意見書のどこかの問題意識も、その認識が違うから出てくる問題意識だと思ったので、要するに、信託事務として書かれざるものの中でも、裁量の中でやっていくことが当然あるし、その周辺のものもあり得るわけで、その辺の書きようがあるなと思っていました。

取りあえず、以上です。ありがとうございます。

○湯浅座長 事務局から、コメントをお願いいたします。

○大野次長 林先生、書き方についてのことかと思います。これは私どもも非常に悩ましいところと考えておるところでございますが、まず、委託者の側が受託者を縛ろうとすることを規制するのはなかなか難しいところがあります。その一方で、委託者が受託者を信じて丸投げしますよということも、形としては、あり得るのだらうな。ただ、この信託というものを考えた場合に、受託者が宣伝というか、受託者の主導で公益信託を受託するということに、委託者はこんなことまでまた任せたつもりではなかったのにということもあり得ると思っており、委託者の保護の観点もあります。また、公益信託事務として、受託者の裁量がどこまであつて、その裁量を前提に能力なりガバナンスなどを考えていく必要があります。審査・監督を行う行政としての考え方、委託者保護の在り方といったことを踏まえて、最終的にはガイドラインにおいてどの程度書く必要があるのかということを示

していくということだと考えております。

○林参与 おっしゃるそこはもう全く異論がないところなので、多分やろうとしている公益活動と目的とかがあったら、きちんと議論していれば、ある程度、しかるべきものには当然たどり着いて、認可のときにも一般的には理解できるものになるはずだと思っているので、そこがうまくできるようになったらいいかなと思っています。

○湯浅座長 代表の件に関しては。

○古谷企画官 結論は、林参与の御意見としては、代表の定めを、共同受託者の場合、信託行為、契約書に書くということについては、具体的にはどういう御意見でしょうか。

○林参与 僕自身は、要するに、手続で積極的にそれを求める必要はないし、むしろ求めるべきではないと思います。当事者が任意にやるのだったら否定はしないのだけれども、要するに、申請に当たって、公益信託だから、受託者が複数いたら必ず信託行為レベルで代表者を決めないといけないというところまで手続を求める必要はないと思っています。

○古谷企画官 了解しました。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 いろいろと御審議いただいて、ありがとうございます。

代表受託者の件については、もちろん信託法に2人以上の受託者がある場合の信託においては第三者の支障時にはその1人に対すれば足りるということが書かれているので、代表受託者を決めると、かえって、その人にしなくてはいけないと。別にそうではなくてもできるわけだけれども、法的にそういうものがあるのに改めてつくるということのメリットとデメリットがあるのではないかということが、1点。

それと、代表理事のような概念が法的にはもちろん法人法にあるわけで、その権限ととの間の混乱が起こる可能性もないとは言えないというリスクも抱えることになるということもあるので、便宜的にやりたいのだったら連絡先として書いてくださいということを書くのはもちろんいいと思うのだけれども、それを必須の記載事項にするということまでやるとそういう弊害も出てくる可能性があるのではないかということが、1つです。

それと、受託者の職務に関する事項は、モデル信託を提示していただいて、ある意味で、非常に細かいのですね。非常に細かく規定されているので、先ほどそのイメージを合わせないといけないみたいな話がありましたが、どの程度受託者の信託業務について細かく規定するかについてのイメージとして私が受け取っているものはモデル信託に出ているようなものであって、ここまで書くことは無理があるというか、非常に受託者の機動的な業務の進行を妨げることになるのではないかということが第1点です。小さな場合にはあまり細かなことを決めずに委託するという場合があると思うのですけれども、それを「いけない」と言うのかと、つまり、つまびらかに信託業務についての分類を提示して、これとこれとこれをやってくださいということと言わなくてはいけないのかというと、そこまでしなくてもいいのではないかなということがあるので、大きなところでガイドラインでそういうことについて書いたほうが望ましいということを書くことについては、僕は全然反対

はしませんけれども、それを必須の記載事項とするかどうかという、それは必要がないのではないかという趣旨です。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

細かい・大きいは感覚的なので、線引きが難しいところでもありますけれども、今の御発言につきまして、事務局から、コメントをお願いします。

○大野次長 岡本先生、ある意味、そのとおりというところもあるかと思いますが、結局のところ、書かないということは受託者の裁量が広がる、それに見合った、技術的能力といますか、ガバナンスがあるのかということとセットになってくる、あるいは、事業内容とのセットのことですので、一体どういったものを想定してモデル信託行為をつくるのかということに尽きてくるのではないかと考えています。お示ししている資料に書いてあることを全て書いていなくてはいけないかという、必ずしもそういうわけではないのだと理解しております。

○古谷企画官 共同受託者のところに関しましても、例えば、税では主宰受託者みたいな概念もありまして、この辺りは、今日いただいた御意見を踏まえて、府令の定め方も含めて、引き続き検討させていただきたいと思います。

以上です。

○湯浅座長 その他の方、何か御意見はございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 合議制の機関のことについて、後で触れられなかったらあれだから、ここだけ。基本的なところは別に異論はないのですけれども、要するに、マストの機関ではないこととか、要するに、自然人受託者のときに必ず合議制の機関がなかったらいけないみたいな誤解を与えないように注意してくださいということです。資料を見ると、要するに、自然人のとき、ガバナンスのために合議制の機関がというものもあるし、物によってはあったほうがいいという事案もありそうだとすることを否定はしないのですけれども、要するに、先ほどからおっしゃられているように、それは公益の内容やすべきことの内容から決まってくるものなので、一定の場合には、必ず、あるいは、特に私が言うとしたら自然人の場合、合議制の機関がなかったあかんような誤解を与えることだけは、お控えいただきたいとか、御注意いただきたいと思ったので、すみません。

○湯浅座長 御意見をありがとうございます。

今般、「不可欠」という言葉も入れて、何でもかんでもというわけではないという趣旨で、多分、ここに関しては、ガイドラインで、詳細というか、書いていく形になるかとは思いますが。

大塚参与、お願いします。

○大塚参与 同じところなのですが、合議制の機関について、「不可欠なものとして」という修飾語を入れたということには賛成なのですが、その不可欠なものとし

て置いたかどうかというところはなかなか判断が難しいところかなとは思いますが、かつ、不可欠なものとして置いた場合でないとすると、これは信託行為に定めるべき事項でもなくなるし、かつ、仮に信託行為の中に不可欠なものでないけれども合議制の機関を置く旨が定められた場合に、後で変更しようというときには、これは届出事項にすらならないという整理になるかと思えます。後で変更しようと思ったときに、不可欠なものかどうかということが受託者の中でもよく分からないとなってしまうと、手続が不明瞭になってくる気はいたしますので、認可の段階でこれは不可欠なものとしてこっちは判断しているんだよということが分かると、やりやすくなるのかなと思えます。

以上です。

○湯浅座長 御意見をありがとうございます。

今の点に関しまして、事務局から、コメントをお願いします。

○古谷企画官 御意見をありがとうございます。

1点、不可欠なものではなく任意的なものとして合議制の機関を記載するのであれば、それは多分届出事項に落とせるのかなとは思いますが、ただ、不可欠について、いつ、誰が、どの内容で判断するかというところに非常に難しい問題を生じさせるということは御指摘のとおりですし、例えば、そこを行政側と受託者側で同じ内容として理解できていないと、当然運用として止まってしまうことになりますので、そこはいろいろな場面を踏まえて検討させていただきたいと存じます。

○大野次長 補足いたしますけれども、不可欠というものは受託者の技術的能力や経理的基礎の要件として定まってくるのだと思いますので、それをガイドラインで書いていくことが基本なのだと思っております。公益法人のガイドラインにおきましても、特に公益性の判断において、別に合議制の機関ということではなく専門家の関与が書いてあります。ガバナンスや公益性の確保にはいろいろな方法があって、細かく縛り過ぎるとまたいろいろと苦情が出るというところかとは思いますが、できる限り明らかにしていこうと考えております。

○大塚参与 ありがとうございます。

確認なのですが、不可欠かどうかという判断は、受託者の能力あるいはその信託事務の内容を見ながら客観的に判断するということになりましょうか。今の書きぶりだと、その信託行為で、例えば、その委託者と受託者が主観的に合議制の機関が不可欠なものなのだと思っていけば、これは不可欠なものとして置いたと言えるんだとも読めるようなものになっている気がいたします。そうではなくて客観的に判断するのだということであれば、府令の条項を変えろと言うわけではありませんけれども、少なくとも説明の中ではっきりと明示したほうがよろしいのかなと思いました。

○古谷企画官 御指摘の説明の仕方については、検討させていただきます。

○湯浅座長 少なくともガイドラインで触れないといけない部分かと思えますので、その記載ぶりをどうするかというところになってくるかなと思えます。

そのほかの参与の方、御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、次のテーマに入らせていただきたいと思います。

続きまして、内閣府令関係、②利用者の負担軽減等に関する対応につきまして、事務局から、説明をお願いいたします。

○古谷企画官 資料1、説明資料の18ページ以降について、御説明させていただきたいと思います。

まず、その上で、19ページをご覧ください。こちらは、前回御指摘いただいたもの、また、特に手続の負担軽減等についての御意見と対応方針を書かせていただいております。ここで書かせていただいているものの場面設定としましては、主に認可後の運用開始後、信託年度毎年の提出書類、開示、備えつけといった場面についてのものが主になっております。時間の関係もありまして、細かな逐一の説明は割愛させていただきたいと存じます。

20ページをご覧ください。こちらは、その前のページに書いてあるものの対応を列挙した内容になります。認可時から特に変更がないものについての作成・提出の省略、ホームページ他で公表されて開示されている場合の記載省略、納税証明書についての負担軽減のための提出不要とする対応策、また、開示事項の見直し等について、書いております。この点についても、引き続き事務局として多くのアイデア等を出して検討しているところではあるのですが、御意見等をいただけたらと存じます。1点、前回からの変更点の若干分かりにくい部分として、ナンバー4のところになります。参与からの御意見で、18種類では多過ぎるのではないかと saying している中で19種類としてお返しするような形になっているのですが、4の部分につきまして、情報としましては、公益法人で毎年出されているもの並びになります。ただ、認可時に出したもので同じ内容であれば省略可能ということで、省略可能なものを明示するために書き出している、府令で定めるという対応になりますので、誤解なきよう、説明を補足させていただきます。この辺りもそうなのですが、府令の条項の数が直ちに書類の束の数を示すものではなく、その提出目的に遡って、チェックで足りる、繰り返し不要、1通にまとめられるなど、最終的な運用の場面で合理化される余地も十分にありますので、その観点を含めて、御意見をいただけたらと思います。

続いて、10の受託者の開示情報との関係で、21ページをご覧ください。前回、法人のアナロジーで左側のとおりに列挙させていただいているものですが、そこから、今回、株主構成等について提出項目から削除すること、全体の組織図については求めない、財務書類情報に関しても報告以上については求めないという形で提案させていただいております。これについては、一番下で注記しておりますが、定期提出書類で出された情報については、個人情報関係等の対応はありますが、原則公開となり、その上で、行政庁が審査・監督において必要と認める場合については、当然個別の情報の提出が可能という前提での削除または組織図等を求めないということになっております。右側は公益信託事務の処理に関する重要な事項として掲げておりまして、この辺りも、法人並びであります。なるべく合理化するもので、例えば、寄附、運用収入、資産等の情報については、情報のエクセル

等で出すことができないかどうかというところで、行政側、受託者側にとっての合理的な手段は何かということを検討しております。6は、先ほどの説明でして、最初の認可の段階で公益信託事務の処理の体制、情報開示の適正性、経理的基礎を担保する状況の説明があれば、変更がなければ、毎年の提出は不要となっております。この6の（no11）となっている部分に関しては、（no4）の誤記ですので、直していただけたらと存じます。

当方からの説明としては、以上になります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。大分簡素化をさせていただいたところではございますけれども、何か御意見がございましたら。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 ありがとうございます。

いろいろと御検討いただきまして、本当に残業に次ぐ残業で、心から感謝しております。すみません。よろしくお願いします。

今回出させていただいた私の第2回目の意見書、最初の1ページ、（ウ）その他の提案（ウ）-1に関わることでございます。さっき御説明していただいた資料によりますと、20ページの定期提出書類の8に当たるところです。僕が出した意見書でいくとたまたま8ページなのですが、その定期提出書類に帳簿を出せと書いてあるのですが、第20条第4項に定められて信託財産に関する情報というものが入っていることは理解していますけれども、どの程度の帳簿の中身かということを見ていくと、今回の御説明でいきますと、全ての取引を借方・貸方に仕訳する帳簿（仕訳帳）、総勘定元帳、その他必要な帳簿ということで、非常に詳細なものを定期提出書類として出せとなっているので、ここまでの定期提出書類、帳簿まで、日記帳まで出せという形になっている。しかも、その定期提出書類がそのまま公開になるという形になっているので、これは非常に大きな問題があるのではないかと思います。ここまでの書類を提出させることは、それこそ犯罪捜査とかのときには可能性があると思いますけれども、ここまで出させるのは、ほかの参与からの御意見もありましたけれども、ほかの信託事業者、受託したところ、それこそ、競争上、どこの取引先といつ取引をしたのかということまで明示しろということを言っているわけで、そこまでさせるのかということ、それは僕は大きな問題があるのではないかと思います。

お願いします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの御意見に対しまして、御回答をお願いします。

○古谷企画官 御指摘をありがとうございます。

この点は、まさに御指摘のような問題状況があると理解しておりまして、実際に公表される情報としての信託帳簿についてどうあるべきかというところは検討させていただきたいと存じます。法律上の要請として信託法第37条を引いているということもありまして、その書かれている帳簿、また、そこで書かれている帳簿について、信託計算規則等にある

信託帳簿、信託帳簿自体の概念は開かれているところでもありますので、公表等を見据えた形で定期提出書類と表記する帳簿の在り方については、検討させていただきたいと思います。

○岡本参与 よろしくをお願いします。

○湯浅座長 御指摘をありがとうございます。

そのほかの参与の方、御意見はございますか。

豊福参与、お願いします。

○豊福参与 21ページでしょうかね。右側の下のほうに、収支計算書等をエクセルで提出する場合は不要とするとありますけれども、私どもは既存の公益信託を多々受けていますが、既に一定程度のシステムが走っておりまして、これをエクセルで提出するとなるとシステム改修等が発生してコストも結構かかるようなことがございます。そういった旨を御理解いただければ幸いですということで、意見として提示させていただきます。

よろしくをお願いします。

○湯浅座長 PDFであれば、可能ですか。

○豊福参与 紙ベースは可能だとは思いますが、各社さん、どんな事務かということまでは把握していません。

○湯浅座長 すみません。情報をいろいろといただいて、どんな形が一番現状のシステムに適合できるのか、教えていただければと存じます。

ありがとうございます。

次長、お願いします。

○大野次長 今のデジタル化する世界の中で、紙をつくらせるのか、それともデータでもらうのかということでは、将来的にはデータでもらっていくという方向に流れていくのだと思っています。エクセルもそれほど進んだ提出の仕方というわけでもないと思いますので、どうすれば行政も法人あるいは受託者も楽になるかということを考えながら、DX、デジタルトランスフォーメーションを進めていかなければいけないということだと思っています。信託協会さんには紙で出すと情報が増えるということであればエクセルのデータを出すという考えもありますよということで御提案申し上げましたし、そういったことも我々としては考えていかなければいけないとは思っておりますが、具体的な進め方につきましては、信託協会などともよく相談しながら進めていきたいと思っております。

○豊福参与 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○湯浅座長 そのほかの参与の方で、御意見、御質問等はございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 林です。

納税証明書の件は、申請のときにも係るので、言い忘れてしまったので、ここで一言申し上げたいのですが、滞納処分がないことや納税していることについて証明書などで示すべきだということは理解しているので、そことの関わりは、1つは、どう開示されるかと

いう連携の問題なので、御承知かと思いますが、なお問題意識だけ伝えさせていた
だきたいと思います。だから、滞納処分はありません、納税していますという結論だけ
出ることは、仕方がないし、当然だと思うけれども、その中身とか、不動産の場合は、信
託銀行さんとか、大会社がたくさんあって、そんなものは無理という話だったけれども、
個人でも、要するに、幾つか持っている人は、開示されることによってどこに持っている
ということがここに出るのは適切ではないと思うし、冗談みたいな話をするけれども、昔
は新聞に納税者番付とばんと出ていたのですけれども、今はもうそんなものが出るのはお
かしいという世の中になっています。納税の中身とかを出すのは適切ではないということ
に多分なるのだらうと思うので、今、ここの趣旨は、多分、債務超過ではないために、納
税はしっかりとやっていますよ、問題はありませんよということで示すのだらうと思うの
で、納税証明書を出すことについては僕には異論がないのですけれども、開示の仕方だけ
工夫してくださいということが1つ。

もう1つ、納税証明書の件なのですけれども、要するに、僕は大阪なので、ほかの弁護
士とかと近くの自治体のホームページを見て、証明書が出るかなと思ってチェックをして、
大阪や神戸市は出ただけけれども、東京都は出えへんのちゃうかということを言っている
人たちがいて、そこは未確認だけれども、デフォルトでどこの自治体でも出るはずだとい
う前提で議論していると思うので、僕もそれには基本的に乗っているのですけれども、出
ない自治体とかがないかどうかだけはチェックいただいて、そういうところがあった場合
は内閣府さんに御対応をお願いすることになるかもしれないので、チェックだけ、お願い
します。

以上です。

○湯浅座長 林参与、御提言をありがとうございます。

事務局から、コメントがもしあれば、お願いします。

○古谷企画官 御意見を踏まえて、納税証明書を出すこと自体が公益信託を使うことの参
入障壁にならないような形で検討させていただきたいと思います。

○湯浅座長 その他の参与の方、御意見、御質問はございますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 何回も、すみません。

前にも言いましたが、小規模公益信託についてぜひ類型をつくってほしいということで、
後で特定資産の話が出てくると思うのですけれども、今回は、頭出しということだけで
すが、小規模公益信託について、特定資産、公益信託並みの会計帳簿の出し方を考えていた
だいたらどうかということを提案しているのです。業態によって違うのだらうという議論
ももちろんあるということは重々理解しているのですけれども、つまり、財産の種類とか
によって違って来るのだらうということは理解しているのですけれども、小規模の場合につ
いての特例の一つのモデルとして、特定資産型というものを考えてもいいのではないかと
いうことを提案しております。それとの関係で、こういう認可のための書類や定期提出書

類についても、簡素化について、今後とも検討していただきたいとお願いしておきたいと
思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

また自由討議のところで議論させていただければと存じます。

この点に関しましては、よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、次のテーマに入らせていただきます。

内閣府令関係の③その他の論点につきまして、事務局から、御説明をお願いいたします。

○古谷企画官 それでは、資料1の23ページをご覧ください。その他のところでは、特定
資産公益信託の規律と公益費用割合についての規律を取り上げさせていただきます。23ペ
ージの「今回の提案」というところにありますが、前回までの御議論を踏まえて、事務局
としましては、案2をベースに案3と案4を組み合わせる形での提案とさせていただいて
おります。具体的に考えられますものは、案2として信託財産から生じる利子等を収益以
上に支出することを信託行為に定めるということを前提に、まず、基本的には取り崩し型
というものを想定しておりまして、その上で、案3、案4になりますが、途中の追加信託
等があった場合に関しては、定期提出書類としての計画に反映して行政庁に提出し、行政
庁において、その計画内容が適正か、また、受託者の能力等についてそれがきちんと満た
されているかということを監督していくことになります。定期提出書類には当然信託管理
人の承認も必要になりますし、また、信託管理人もそれに基づいた監督を想定しておりま
す。

続いて、次の24ページは特に運用面での広がりについてさらに広げるべきだという御指
摘になります。ここにおきましては、特定資産公益信託として何を重視するかという点に
財務規律が及ばない、また、公益法人に基本的に並んだ税制優遇を受けるという観点を踏
まえて、現在の事務局の提案としましては、基本的には前回の提案の形で、安定資産に限
定する形での提案のままとさせていただいております。これにつきましては、計算書類も
可能な限り簡素化して、事務や運用も複雑化せずに、なるべく簡素な形での特定資産公益
信託として設定することを想定しておりまして、仮に運用が広がるとか積極的なものを検
討する場合に関しては、財務規律が及ぶ中で簡素化するという方針でどうでしょうかとい
うところで、提案させていただいております。特定資産公益に関していろいろなものを含
めますと、それに伴って制度全体自体が重くなるということも相反的にありますので、こ
の辺りは何を特定資産公益として求めるのかといった形での問題意識になります。

続いて、公益事務割合のところになります。25ページをご覧ください。この点は、前回
は8割で出していたものを、既存の公益信託や公益法人の事例等を踏まえまして、7割と
いうことで御提案させていただいております。現行を踏まえますと、7割で90%近くが充
足されることになります。この上で、初期費用の計上の問題、比率が充足できなかった場
合、また、それについて途中で予期しない事情が生じた場合についても問題となるところ、

見直し案の下、一番下のところで、基準未達が直ちに認可取消しになるものではなく、説明を求めて必要に応じて監督措置を取るような形の方針で、この辺りは公益法人における公益目的事業比率などとも同じような考え方になるかと存じます。

私からの説明は、以上になります。

○湯浅座長 御説明をありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御意見等はございますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 前回の研究会で、この特定資産公益信託をどう位置づけるかということを考える必要があるねということは、私以外にも、ほかの方からもいただいたと思うんですね。株式などの運用を想定していないということであれば、これはもう時代的には終わっていくものと位置づけることになると思うんですね。そういうことなので、基本的には、あまり便利なものにはしないということには、私は賛成であります。ただし、そうであったときには、特定資産公益信託以外のところで、小規模のものについて、きちんと対応できるようにしていく必要がある。50%か70%か80%かということはありませんけれども、現時点では70%ですか。やはり50%がいいのではないかとということを豊福参与もおっしゃっているということなので、前回、私は小規模の別立てはやめたほうが良いと申し上げましたが、特定資産公益信託とはまた別に、小規模に対してより緩和していくということは考えていく必要があるのではないかと思います。この特定資産公益信託は縮小していく、新しいものは基本的にはつくらせないという立場を取るのであれば、小規模の公益信託に対してはきちんと対応できるようにしていく必要があるのではないかと、私は思います。岡本さんの資料の中に具体的な海外の事例もありましたけれども、そういったことを考えていくことが必要なのではないかと思います。

私からは、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

多分特定資産公益信託をなくしていくということでもないとは思いますが、事務局から、御回答をお願いします。

○岡本参与 関連して、いいですか。

○湯浅座長 どうぞ。

○岡本参与 ありがとうございます。

私が今回出した意見書の中に、特定資産金銭信託についての提案というものを1ページ目のところに書いてございます。なかなか悩ましいなどは僕も理解はしているのですが、会計士的にも安全なものだからここまで簡素化しているのだという議論が当然あるということは理解しているのです。そういうことを言うと、これだけの状況で国債がそれほど安全かということもあるし、東芝だって、一流企業の債券だって、そのようなことがあったわけで、安全ということを一律に言うことはそう簡単にはできないのではないかと、いう議論が前提としてあって、その上で、その提案（イ）-1、（イ）-2、（イ）-3、確

認とかを入れて（イ）-4まで入れているのですけれども、受入資産を金銭だけに限定するという、法に定められているような括弧づけの中、もう少し受入資産も受け入れていい可能性はないのかということが1ですね。

2つ目は、運用においてはもっと自由化するというか、ただし、事業収入が得られるような運用であれば、会計帳簿上、非常に重要な問題は出てきますので、事業収入は得られない、つまり、要は、信託財産を使っていく、原則として使うということですね。寄附と追加信託は受け入れるけれども事業収入は入ってこないという類型として考えることはできないかということで、運用において、もうけることはできないという形の可能性はある。それと関連しているものが、事業ですね。これは内閣府令に全て任せられているものですが、法にはその具体的な中身は書いていないのですが、これも事業収入を得る形の事業はいけませんよと。つまり、考え方としては、信託財産を使って、例えば、地域のお祭りを主催してやっている形のイメージですね。そういうものは、一方的に出しているので、対価収入を取らない。だから、事業としてもうけるということはないので、一方的にお金を出していく。物を出していくものとお金を出していくものは今でも認められているわけですね。今までの指導基準で認められているので、物とお金だけではなくてサービスということから考えれば、事業をするという可能性が出てくるので、そこまで広げられないかということを行っているということなのです。

その点について、関連しているものが死蔵を防ぐ方法としてということで、利子とかが出てきたら全部それを使えという話になっているので、そこまですると、要は、信託財産が増えること自身に対して非常に警戒的なものだけれども、地域の今までのまちづくり公益信託などでも、幅広く寄附を呼びかけて信託財産を増やそうという努力をしているところが今までもあるわけですね。なかなか成功しないのだけれども、そうやって趣旨・目的がはっきりとしたまちづくり信託について、信託財産を増やそうということ、つまり、従来型の特定資産ですよ。やろうと努力をしているのだけれども、そういうことをポジティブにやるなどということに近い規制になるので、つまり、増やすなという規制になっているので、そういうことは本来の運用として妥当ではないのではないかと思います。先ほど溜箭先生がおっしゃられたように、本当に非常に限定的にしていくとすると、死蔵ではなくて財産そのものがインフレによって減っていくことを許容するような形になるので、本来の全体的な国富の利用という点からも妥当ではないと思うのです。そういう意味でいったら、従来型であれば消えていく可能性もあってもいいかなという気がします。それも含めて、特定資産公益信託についてどういう形の位置づけにしていくのかということ丁寧に議論していく必要があるのではないかと考えて、この中身を提案させていただいています。

確認の点については、従来の指導基準と今回の基準との間の差異があって、物品の配布や物品の給付が死蔵基準にはあるのですけれども、金銭の支給とこれらは「並びに」や「及び」となっていて並列になっているのですけれども、今回は金銭の支給に準ずるものとしてしか物品を認めないみたいな表現になっているので、指導基準よりもより厳しくするよ

うな方向は望ましくないという意見です。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から、溜箭参与、岡本参与の御意見に対しまして、コメントをいただければと思います。

○大野次長 特定資産公益信託をどのように位置づけるか、なかなか悩ましいところかと思えます。経緯から申し上げますと、かなり無理やり法制局なり財務当局なりをお願いした結果として、今あるようなものだったら構わないということで出てきている。ある意味、既存の公益信託、信託銀行さんがやっているものについて、そのままいけるようにしようというところから出てきたという経緯でございます。そうはいっても、経過措置ではなくて一般的な制度としてつくっているものですので、新たに入ってくることもあり得る世界でございます。そういう意味で、これを広げて売り出していくということは、我々としては、あまり考えていない。むしろ、それ以外の公益信託、財務規律が適用される中で、しっかりと公益活動をやっていく、その際にはできる限り事務を簡素化していくということを目指していくべきなのではなかろうかと考えております。

先ほど、岡本先生から、増やすことが許されないというお話がありましたけれども、特定資産公益信託においても寄附の受入れ自体は可能で、それを直ちに使いは言っていません。寄附を運用してその利子が雪だるまになって増えていくことは駄目だと言っているだけであって、その活動が国民の支持を集めて寄附を受け入れて、その結果として増えていくこと自体は否定していません。ただ、資産が増える際にも、使っていくということは確保されていく必要があって、「死蔵」という言葉は好ましくないのかもしれませんが、資産が増えれば利子も増えていく、その増えていく分ぐらいは少なくとも使ってくださいということ、かなり緩やかな規律であると、私としては、理解しております。

その他、補足があれば、付言を。

○古谷企画官 ありがとうございます。

特定資産公益信託に関して、どう使うかは、まさにニーズや今後の使われ方次第になるかと思えます。単純に増やしてはいけないというわけではなくて、増えても、それが使われるという形で、きちんと公益のために適切に財産が用いられるということが眼目ですので、まず、単純にそもそも増やしてはいけないということだけの制度ではないということで御理解いただけたらと思います。先ほど御説明があったように、既存の公益信託の受皿としての機能も期待していたところです。ただ、今回、受託者は広がった上で今回はこういう特定資産公益信託も使われるようになりますので、そこは、今後のニーズやそこにメリットを感じる方がおられれば、広がっていく可能性もあるかなとは思っております。

1点、岡本先生からの御確認の中で、物品の配布や給付の関係は、確かに今の府令上は金銭の支給について若干そこは絞られた形になっていると。ここも今後整理が必要などころでして、これを検討していたときには、次の項目で御説明します、今つくられている計

算書類等の関係で、収支決算書や財産目録でも足りるような形と考えていった場合に、物品等の配布であれば、在庫の問題等、さらに検討が必要になり、どう簡便さを保つかというところもありまして、現状の提案としては、絞らせていただいております。この辺りは、他省庁との協議等も踏まえて、もし広げられる部分があれば広げるようなところも考えたいと思いますので、御意見を踏まえて、引き続き検討させていただきたいと存じます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

弥永先生、お願いします。

○弥永参与　今、事務局が説明されたように、この特定資産公益信託についての計算書類の簡素化を考えると、岡本先生のような御提案を受け入れると、会計の観点から、現金主義でいいですとは言えなくなると思いますね。そこは、先ほど最初のほうの御説明であったように、特定資産公益信託をできるだけ軽装備にしようという要請と、岡本先生がおっしゃっているように、言わば、広く使おう、要するに、柔軟性を認めようというところは、どうしてもどっちかを取らなければいけないというところがあります。そのため、岡本先生のようなお考えを取ると、本来は、そんなに、厳しいというか、手間がかからなくてもいいような規制をかぶせなくてもいいものにかぶせなければいけないという議論になってしまうので、そこはなかなか難問かなと感じました。

○湯浅座長　弥永参与、ありがとうございます。

林参与、お願いします。

○林参与　林です。

先ほどの公益事業比率の70%の件があって、前回、御配慮いただいていると思うのですが、正直、分からないと言えば分からない部分もあるのだけれども、なお70%でいいかということについて問題意識を持っているということを申し上げたい。現行の、特に公益信託とか、そういうものを比較してと言われている部分もあるのだけれども、少なくとも、要するに、信託管理人の報酬や受託者の報酬はコストとしては従前より上がっていくところなので、そこも踏まえた上で70%でいいのかということは、なお見ていかなあかるところだという理解はしています。

もう1点は、先ほど、常に70%ではないというか、状況に応じて、要するに、行政機関と調整しながら、70%でない場合にどうするかということはあるという御指摘があったので、それはそれとして理解はするのですけれども、状況に応じて、この場合は70%だと信託をやっていけないというか、何と言うのか分からないけれども、必要なときもあり得るのではないかという気はしています。

特に思うことは、公益信託を設定するときはどうやって終わるかということについて、しっかりと理解がないと設定できないと思っていて、要するに、我々の民事のときもそうだけれども、つくって終わりではないし、続いていくものだし、未来永劫必ず続くのかというと、そうではないかもしれないし、むしろどこかでどう終わるかということを考えな

いといけなくて、特に存続期間について一定の期間を想定しているということは、必ず終わるわけだから、どのように終わるかは実は必要です。契約においても、終了事由なりなんなり、終わるときにどう終わるかということに配慮した契約にならないといけないはずなのです。そのように考えたときに、要するに、終わる局面でこの70%を強く言うてしまうと、そこはうまく回れなくなると思うので、その辺の問題意識は持っていただいて、最後に言われたように、状況に応じて70%では駄目なときは行政機関と調整しながらやっていくんだということをおっしゃっていたので、そういう観点においても、御理解いただきたいとか、御配慮いただきたいと思いました。

以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

今の公益認定等委員会の定期提出書類の確認の中で、公益目的事業比率や収支相償がクリアされていない法人は実は多々ある。すぐに監督措置になっているかというのと、そうではなくて、きちんと法人から説明をいただいて、一過性であるとか、何か特殊事情があるとかということを確認させていただいて、来期で大丈夫だよとか、いろいろと御説明いただき、監督措置は取っていないといった取扱いですので、多分それに準じたような取扱いになるかと思います。最後のほうになって、信託財産が減り、でも、事業費は変わらず、70%を維持できないということでも、すぐに監督措置だということではなく、それはしょうがないでしょうという形で対応するということが考えられる措置かと思います。

よろしかったですか。

○大野次長 若干捕捉しますと、例えば、最終年度をどうするか、最終年度のマイナス1年ぐらいも含め、そういった年の取扱いについてガイドラインで何かの規定を置くことはあるかもしれないなと思っております。

既存の公益信託で70%の確保が難しい場合として、助成先がないようなところをどうするかという問題があると承知しております。特に、交通遺児への助成、近年、交通事故で亡くなる方は急速に減った中で、助成先がないというものがあるということはぽつぽつと聞きます。そういったものをどうしていくのかということは、実は信託法の深い議論が必要になってくる世界かと思えますけれども、財産を死蔵させないという観点からは、そういう助成先がないようなところについても、ある程度、時間をかけても構わないですから、目的を変えることを検討してくださいという話になっていくのではないかと思います。そういったものを1年でやれとか、今年はなかったから直ちに勧告・命令をしていくかというのと、そういうことはしないのでしょうか、国民から預かったとか、税制優遇の下で預かった資産を有効活用するという観点から御検討いただくということは必要になってくるのだと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

藤谷参与が手を挙げていらっしゃいますので、お願いできますでしょうか。

○藤谷参与 ありがとうございます。

既に議論も収束しつつあるような気もするので、蛇足かもしれないのですが、今、最後に御説明のあった点は本当にそのとおりだなと思っておりまして、あくまでも、この財務規制、今般の公益法人のほうの財務規制の見直しのときのポリシー、考え方もそうだったと思うのですが、これをリジッドにとにかくみんなはめ込んでしまうということではなくて、あくまでも、基準の1つ、これが望ましい公益活動のありようである、財務面から見た特徴であるということを、ある種のスタンダード、ベンチマークとした上で、そこから外れるものについては説明を求めるという形で、いわば自己点検を促す仕組みといたしますか、真つ当な理由であればそれは認めるということも含めて、そういう柔軟性を持った枠組みなのだろうと理解しております。

それとの関連で、特定資産公益信託は、従来、堅くやってきた公益信託にまで新たに財務規制を及ぼされるとなると、コスト倒れというのですかね、やっていられないということもあって、いろいろな折衝の上で入った類型だと理解しております。したがって、従来の公益信託の堅い範囲でやってきたことを維持する代わりに財務規制も入れないということだったと理解しております。もちろんそのような政策判断自体がよくないのだということとはあり得るところなのですが、多分課税当局はそれを前提として考えている。具体的には、特定資産公益信託に株式が入れられるということになりますと、租税特別措置法40条でキャピタルゲイン課税を受けずに株式を入れてそれを運用するということもできるようになります。そうすると、多分それだけ大きな非課税を与えるのであれば財務規制もセットではないと困るよということになってしまうのではないかと。従来は、非常に保守的な預貯金や国債等の運用で、利息といったって大した額ではないから、それなら財務規制はなくていいということだったと理解しております。繰り返しになりますが、そのような政策判断自体がいいのかどうかということは論点ですが、立法段階で今申し上げたような整理がおそくなされている中で、府令としてどこまで動かせるかということになると、そこは動かしにくいのかなと思います。

また、株式ということになりますと、案2でいったときに、その利子ではなくて含み益まで含めて運用収益と考えるのかどうか、そうすると、弥永参与がおっしゃったように、とてもではないけれども現金主義ではいけないですねという話になってきます。ポリシーとしてはいろいろと考え得るところなのですが、今の前提からすると、少し難しいのかなと。したがって、私としては、事務局の御提案に賛成するということになるわけです。そのようなことを税法の観点から考えておりました次第です。

ありがとうございました。以上でございます。

○湯浅座長 藤谷参与、御整理をありがとうございます。

そのほかの参与の方、御意見等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

次のテーマに入らせていただきます。

続きまして、（3）合同命令関係についてでございます。

それでは、事務局から、御説明をお願いいたします。

○古谷企画官 御説明させていただきたいと思います。

資料1、研究会資料の27ページをご覧ください。特に合同命令の関係は会計の専門家の御知見も踏まえながら検討しておるところになります。ここに掲げさせていただいておりますものは会計研究会の経過ですが、公益信託についての会計の開示の目的については、多様なステークホルダーがある中で、公益法人と共通であり、公益法人の会計基準を基本として検討を行うという事務局提案の左の一番上、さらに、その上で、受託者が多用であること等を踏まえて、また、会計処理については可能な限り簡素化するという方針で、これについては、御賛同の意見をいただいているところになります。また、若干議論も出ましたが、上から3つ目の点で、これまでは、基本的には、特定公益信託、認定特定公益信託、また、普通の一般の公益信託もそうですが、現金主義的な運用もあった中で、基本的なベースとして、事業性のものも入りますので、発生主義をベースとしつつ、可能な限り簡素化をしていくというところで検討しております。その中でも、府令上は、特定資産公益信託については現金主義をベースとした収支決算書と財産目録で足りるという方針も提案させていただいているところになります。次回の会計研究会については、来週の27日に開催される予定であり、そこでも御意見をいただく予定です。今後、計算書類の関係では、実際の使われ方とすれば、どのような計算書類を書くのかどうかは非常に重要なことになってくるかと思しますので、ひな形の在り方も含めて、検討していくことになると思います。

1枚おめくりいただいて、特定公益資産、公益信託以外のものについて、どこまで簡素化できるかという中で、事務局の中で一つの提案として差し上げているところです。一番左のものは、原則として、事業性も含めて、賃貸借計算書、損益計算書等を作成するというもの、また、一番右側は、特定資産公益信託として財産目録や収支決算書で足りるというもので、それ以外に、真ん中、財務規律が及ぶという前提になりますが、信託財産に、減価償却資産、例えば、建物とかの減価償却が問題となるようなものを含まない公益信託に関して、計算書類を簡素化できるのではないかという提案をさせていただいております。減価償却資産が信託財産に含まれないもの、例えば、株式を信託財産としてその配当を助成に充てる場合、また、助成型で実際にある程度投機的にわたらない限り運用を行うようなものについて、公益法人のように資産についての区分を必ずしもせずに、より書類を簡素化できないかという形での提案とさせていただいております。その中で、特定資産公益信託との違いということになりますが、これは一つの案になりますが、さらにニーズや具体的な類型があれば、どのような簡素化ができるかということも含めて、引き続き御意見等をいただけたらと存じます。

次のページは、参考になりますが、今の公益法人で行われておりますような指定純資産と一般純資産に区別する・しないという中で整理のために掲げている表ですので、細かな説明は割愛させていただきます。この辺りも、公益法人とどこが違うか、どこがメリットになるのか、どこが必要な規定になるのかも含めて、引き続き検討させていただきたいと

思います。

当方からの説明は、以上になります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

会計研が来週ということで、ひな形を今日お示ししてどうかということで御議論いただくことが本来かもしれませんが、これだけの情報でなかなか御判断することは難しいかもしれませんが、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 私は会計のことはよく分かっていないのですが、この計算書類の考え方は、限定責任公益信託の規律に寄せる形で考えているということでしょうか。

○古谷企画官 御説明させていただきます。

少し戻りますと、信託に関しては、信託法の第13条で公正妥当な会計の原則に従うという規律がありまして、具体的には、信託計算規則の中で書かれております。信託計算規則に関しても、基本的に信託は委託者と受託者間のものということで委託者への開示ということがありまして、ある程度、計算書類等についても自由度の高いものとして私的自治に委ねたものが原則になっております。その中で、今先生から御説明があった固有財産にかかっていけない信託財産だけが引当になるような限定責任信託に関しましては、一般債権者の保護というところがありまして、幾つかはかなり強硬的な形で、計算書類の書き方も含めて、規制があります。今回も、実際、その規律を置く目的は、公益信託と限定責任信託では当然違っている、先ほど御説明させていただいた開示の目的がステークホルダー等を含めて公益のためであるということで、若干の違いはあるのですが、規律としましては、結果としては、限定責任信託に置かれたような規律の内容について公益信託一般にかける形で置かせていただいております。

○溜箭参与 その限定責任信託は、ステークホルダーが多いですね。委託者、受益者がエクイティを入れて、第三者が、デットの形ですが、貸付をして、貸付であれ何であれ、決まった債権をもってその限りにおいてリスクを取る、同時に、信託銀行がそういったところで無限責任を取ったらかなわぬということで、限定責任としましょうということですね。公益信託は、そういった形での責任・リスクとリスクから得られるリターンとの切り分けはそこまで重要ではないし、受託者を守るというより、やはり公益のために出していくということが大事ということになりますよね。そのためにも委託者に戻っていかないようにするというのを非常に気にしているということになるので、限定責任公益信託の規律がそのまま入ってくる、それによってどんどん厳しくなっていくということは、私は会計はよく知らないのですが、再考する必要があるのではないかと思います。

○湯浅座長 弥永先生。

○弥永参与 それは、見方によるんですね。この限定責任信託というものについてなぜ信託計算規則が規律をしているかということは、第三者である信託債権者がリスクを取るからということの一つの理由なのですが、必ずしもそれだけではなくて、むしろ受託

者と委託者で勝手に決めてもらっては困るという理由なのです。つまり、一般的な信託の会計は受託者と委託者の間で自由に基本的には決めていいというところからスタートをしていると考えていただいていいと思うのですね。ところが、公益信託の場合に、受託者と委託者で、どういう会計処理をするか、どういう計算書類をつくるか、自由に委ねることがふさわしいかどうかという、そのもう一段階上というか、そちらからどう見ると。たまたま限定責任信託についてはルールがあるので、それに言わば近づけているというか、それを下敷きにしようというだけであって、もちろんほかの規律の書き方はあるとは思いますが、受託者と委託者で、その会計についてのルール、どういう計算書類をつくるか、どういう会計処理をするかということ、それぞれ別個にそれぞれの信託で決めて結構です、信託行為などで決めて結構ですと言わなければならない、この問題なのです。信託財産がどういう状態なのかということでディスクロージャーをさせることによって信託債権者が的確に対応できるようにすることによって信託債権者を保護するという局面と、信託財産から流出するものを防ぐという2つの局面を、現在の公益でない限定責任信託についてのルールは、持っているのです。公益信託の場合には、言わば、流出するほうのところ、言わば、会社などで言えば分配可能額に相当するような部分の規制との関係での役割は、公益信託の会計の場合には要求はされないけれども、どういう情報を与えるか、情報の利用者、読み手の意思決定にとって、情報の利用者がどのように行動するかを決定するために必要な情報を与えるかという局面においては、限定責任信託についてのルールは参考になるのではないかという辺りなのです。

先生は、限定責任信託のルールを導入すると厳しくなるのではないかとおっしゃられるのですけれども、勝手に決めていいのですかという、どうなのかなと思います。つまり、勝手に受託者と委託者で自由に個々の公益信託ごとに異なる会計ルールを決めていいといえれば話は寛太なのですが、もし勝手に決めていいですという選択肢を取らないとしたら、参考になるものが限定責任信託以外には今のところはないという状況なのだと思うのですけれども、どうでしょうね。

○溜箭参与 ありがとうございます。

勝手に、要するに、委託者と受託者でこういう形で数字をつくれればいいでしょうということにはならないとは思いますが、信託法上要求されているもの、通常の信託として要求されているものと限定責任信託に要求されているものの差はあって、そのときに、限定責任は受託者を守るためですよね。受託者に限定責任を与えるためのものなので、そういう目的のためにつくられた会計を公益信託に全て適用するということまで要求しなくてもいいのではないかということが私の認識で、限定責任信託よりももっと低いところで信託法上の必要な会計のスタンダードがあるのであれば、なるべくそれに抑えておいたほうがいいのではないかということが私の考えです。

○弥永参与 多分、そのスタンダードが確立していないということなのです。要するに、限定責任信託以外の信託についての会計基準は明確ではない。つまり、参考になるもの、

これだったら普通は受入可能という合意されているものが、私が知っている限りでは、存在していないということが実態なのだと思います。

○溜箭参与 そうすると、今回どういうルールをつくるかは非常に責任が重い話になってきますね。今回つくるルールがこれからのスタンダードになってくるということになる。そのときに、受託者を守るためにつくっている信託、そのアカウンタビリティーという意味での限定責任信託の会計基準を基本にするということは、やはり厳しいということになるのではないかと思います。私は限定責任信託の実務は知りませんが、つくっているのは1つぐらいと伺っています。ということは、プロでもなかなかつくれないレベルのものであるわけですね。それを前提としてということは、少しリスクなのではないかなと、私は思います。

○弥永参与 すみません。先生、誤解があると困るので、しつこく申し上げて、申し訳ありませんが、限定責任信託の会計のルールは、株式会社について適用されている会計のルールよりも少し要求水準が低いという状況だと思います。世の中には、株式会社はたくさん存在していらっしゃる。株式会社は会社計算規則を定めているルールに従って計算書類をおつくりになっています。限定責任信託に要求されている会計のルールは株式会社に対して要求されているよりは緩やかなのですが、世の中には株式会社は何百万社と存在しているということなので、限定責任信託が使われていないのは、限定責任信託について適用されている会計のルールが厳しいから・難しいからというわけではなく、ほかの理由によっているものだと、私は思いますけれども。

○溜箭参与 株式会社に要求されているということは、上場会社というものではなくて。

○弥永参与 上場会社ではなくて、ものすごく小さい株式会社について要求されているルールと比べても、限定責任信託のルールは少し緩やかなのですね。

○溜箭参与 細かい話になると、私は、知識がないので、これ以上はなかなかというところはありますけれども、多様な株式会社に対して、「多様」と言ってはいけないかもしれませんが、幾つかのレベルの会計のことがあるとは思うのですね。

○弥永参与 その最も下です。

○溜箭参与 つまり、限定責任信託が。

○弥永参与 今申した会社計算規則が要求しているルールは、例えば、資本金30万円ぐらいの株式会社であって、1人でやっている株式会社であっても、適用があるルールで、それと比べても限定責任信託のルールのほうが要求水準を少し下げていると言っていると思うのです。

○溜箭参与 そういうことであれば、私はその知識がないのであれですが、そういったところで、公益信託の規模によってというより、岡本さんの提案みたいなこともあると思いますけれども、そういったことも含めてこういった会計の基準の負担を考えていく必要もあるのではないかと私は思います。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 同じようなことを言います。弥永先生の御説明で普通の株式会社より限定責任信託のほうが会計の負担としては緩いのだということは分かったのですが、僕は、溜箭先生のおっしゃることは当然だと、むしろ賛成なので、普通の会社より低い限定責任信託の会計ルールをある種のかがみにしては検討するのはいいのだけれども、そこから公益信託とどれぐらい離れているかというか、公益信託に持ってくる時にどれぐらい修正する必要があるのかというところがきっとあると思うし、そういうところをおっしゃっているのだと思うのです。会計の団体に御検討いただくのだろうけれども、そこはよく御理解いただいた上で検討いただきたいし、そういう意味においては、問題意識として、限定責任信託よりなお緩やかになることがあってもいいのではないのかとは思っているので、先生もそのようにおっしゃっているのだと思うので、そこを踏まえてぜひ御議論いただきたいと思います。

○湯浅座長 次長、お願いします。

○大野次長 今、弥永先生が株式会社ということをおっしゃっておられましたけれども、基本的に様々なものがある一般法人についても大体似たようなルールが適用されているということで、ある意味、会計の最低レベルのスタンダードがそこに表れているのだと考えております。その上で、どこまで簡素化できるかということについてはいろいろと考えていく必要があるとは思っておりますが、ここに書かれているルール自体がそれほど厳しいものかということについては、先ほど弥永先生おっしゃったとおり、今の会計で考えられる最低限のルールがこれなのだという理解をしています。私どもしても、責任限定信託の規定を適用するという考え方ではなくて、公益信託としてどういうルールが必要なのかということを考えたら、結果として、責任限定信託と同じでしたねということで、提案しているのであって、責任限定信託の規定を適用するという発想から出発しているものでないということについては、御理解いただきたいと思います。

○湯浅座長 よろしゅうございましょうか。

来週の会計研でもどこまで簡素化できるかというところについても話題になると思いますので、それを踏まえて、御希望の線で検討したいと思います。よろしくお願いします。

そのほかの参与の方、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後のテーマですかね。自由討議ということでございます。岡本参与、お待ちいたしました。それでは、皆様から、岡本参与以外の方からでも、御意見、御質問等をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○岡本参与 いろいろと反省しておりますが、お許してください。

小規模の問題もありますし、ポリシーの問題とかについても言及もあって、いろいろと話したいこともあるのです。それに、信託報酬の問題は豊福参与から御議論も出ていましたよね。基準割合の問題等で、信託報酬の本質は一体何なのか、実務上どのように使っていくのかという問題は非常に深く関わっている問題なので、非常に重要な問題だと思うので、その検討は本当に大切です。それと小規模の問題は実はつながっている、溜箭先生

のおっしゃったことについてもつながっていると思うのですね。小規模の問題を出しております。今回の小規模信託の公益信託については、規模感として、1億円以下、支出・収入規模が1000万というものをしていますけれども、これを必ずしも絶対と言っているわけではないのです。そこは実務上どういうデータがあるかということについての議論との関係があるので、そこについては、フレキシブルな提案だと御理解いただいて、一つのめどとして考えてくださいということです。

私の提案の最初の例は、能見先生のものを入れていますが、能見先生の意見も、大規模なものを増やすのではなくて、たくさんの方がこれに関わることが必要であるという御趣旨を出していて、これだけの方々が、言わば公益的な業務に、信託報酬はゼロが原則なので、ボランティアの形で、たくさんの方が関わっておられて、社会全体としてそういう公益的な活動に入っているということが重要なのだということを、イギリスのThe Charity Commissionも言っているし、能見先生もそういう趣旨に近いことをおっしゃっておられるということです。樋口先生も、増やしていくということ、チェックでどれだけ増やすのかということも考えて、目標もつくって、頑張っていったらいいということをおっしゃっているし、国会での審議で大臣もそういうことについて数や規模などについて丁寧に答弁をされておられるので、附帯決議でも小規模公益法人等についての対応が求められているということもありますので、それに対してどう応えるべきかということは我々の責務かと思えます。

5 ページのところから、各国、ニュージーランド、アメリカ、オーストラリアと。イギリスなどは、オンライン登録ができるので、最初のオンラインページにこの分類が出てくるので、そのページをコピペしたのだけれども、そのオンライン登録を日本でもやってほしいという話は前から出しているわけだけれども、そういう形でAccrualと出ていますよね。だから、Cashと出てくるとか、そういう簡素な仕組みは、前回かな、大野さんから日本と税法の仕組みが違うよねという話はありませんでしたが、違うことは違うけれども、なぜ違うか、どこが違っているからどうして日本はこうなっているのかということは丁寧に考えていく必要があると私は考えています。今回も、小規模について、特定資産公益信託並みの規定を小規模信託について準用してどうかということを提起しているということなのです。つまり、先ほど議論のあった現金主義かどうかという話はなかなか微妙なところですが、こういう点については特段の書類を求めるという形でのやり方も、もちろん、その財産の特性においては、あり得ると思います。だから、一律に通常の一般の現金主義だけでいいと言っているわけではなくて、例えば、付加的な条項として、受託者を複数、信託管理人を複数にするという形で、法人に近いガバナンスの形態をつくることを条件とする可能性もあるかもしれません。だから、小規模なところについては、できるだけ事後規制で、入り口は広く、だけれども、問題が起きたところには果敢にそれについて対応するという仕組みでやっていただけないかということでお話しさせていただいたという趣旨でございます。いろいろな議論、大きな銀行の立場からすれば、豊福参与

の議論でも、大きな信託銀行と個人を一緒にしたら問題が起こるよねという問題があるし、他方、個人や小規模からは逆の問題があるということで、両方の違った側面から提起しているのではないかなと思いますので、その点も考えていただけたらいいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○湯浅座長 岡本参与、種々のコメントをありがとうございます。

事務局から、御回答をお願いします。

○大野次長 どうもありがとうございます。

なかなか難しいといえますか、考えることは、その論点だけを見ればいいところもありつつ、先ほどの特定資産信託についても、絶対に会計の在り方とリンクさせなければならぬわけではないのですけれども、分かりやすさの観点等々も踏まえて、簡素な会計と現金給付をセットにしています。いろいろと柔軟性を広げていくと、かえって分かりにくくなることも生じると考えております。あれもこれもみんなできますよ、でも条件がありますとなってしまうと、結局のところ、どのように運用が行われるのかさっぱり分からなくなってしまう。結果として、実際の運用がみんな厳しくなってしまうということも起こりかねません。どういったものなら全体として良しとするのかを考えていかなければいけないのだろうと。そういったものは、私としては、実際のニーズや具体的な運用を考えながら進めていくことが適切ではないかと考えております。現時点で、府令レベルではある程度広くしつつも、今後の運用を見据える中で、実際のニーズを踏まえて柔軟に修正していくということはあり得るべきではないかと考えております。それは、最初の岡本先生の御指摘、今回の拙速なのではないのかという指摘への回答ともなります。我々としては、まず、つくるものはつくって、その後は、実際のニーズを見ながら、柔軟に運用し、変えるべきことは柔軟に変えていくという形でやっていくのではないのでしょうかということで、検討したいと思います。

○岡本参与 ありがとうございます。

一言だけ。先ほどの別表に付け加えるか中間支援に付け加えるかというあれも、実は中間支援などというものが無い時代にできた法律をベースにして、その中での公益性を要件からずっと別表をつくっているの、新しいものとして中間支援が重要だよねということが議論で出てきたので、従来の中に入っているはずだと、いろいろと解釈すれば入っていないこともないのだけれども、新しいものをきちんと言語化する意味は非常に重要だと思っているのです。今回も、簡単ではないということは大野さんのおっしゃられるとおりで、容易ではないと思うのだけれども、そこを考えていけたらということで御提案させていただいたという趣旨でございます。

○湯浅座長 いろいろとお考えいただいて、コメントをいただいて、ありがとうございます。

まだ制度が起きていないので、どんなものが上がってくるか、どのようなものが適当なのか、少し分かりかねる部分もあり、走りながら対応していくという部分がどうしても残

ってしまうかと思います。すみません。勝手なコメントをしましたけども、ほかの参与の方の御意見等は。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 ありがとうございます。

小規模をどう考えるかということは、岡本さんと私には近いところ遠いところがあって、私は、小さいものが増えればいいということではなくて、小さいものがだんだん大きくなっていく、要するに、大と小があって、中間層がでかくなっていくということが何とかならないかなとずっと考えてはいるのですが、ルール、税法上の制約とかがあって、それがなかなかうまくいかないということがあって、やはり岡本派にならざるを得ないかなという気がしています。新しくつくる、どうなるか分からないというところで、最初に小さいものができてこないということは避けなければいけないので、一律のルールで厳しくならざるを得ないということであれば、「一律」と「厳しい」のどちらを取るかですけれども、厳しいほうをある程度取るのであれば、その例外をある程度つくっていく必要があるのではないかと考えています。

先ほどのお話にもありましたが、アメリカとかのコモンロー系のところは、TIERに分けてやっている、段階を分けてやっている、それは日本にそのまま持ってこられないということは分かる気もするのですが、何でなのだろうかということをもう少し考えていく必要があるかと思います。特定資産公益信託であれば、その会計については、こういった文書ではなくていいよねということをやるのであれば、私は特定資産公益信託はこれから縮んでいくものだと思いますけれども、特定資産公益信託の外の小さいもので相対的にシンプルな信託については、同じように会計を緩やかにしていくことも検討していただく必要があるのではないかと。基本は、結果的にとおっしゃっていましたが、限定責任信託に合わせざるを得ない、それを基本線とするのであれば、それにはついてこられないような小規模あるいは相対的にシンプルな信託を救っていくということを考えることも大事なのではないかなという気がしています。

先ほど少し言いそびれましたけれども、会社は、有限責任というものがあるので、その分のアカウンタビリティがあります。信託は、デフォルトは無限責任ですね。無限責任だと分からなくてやっていられないから限定責任信託があるということもあるので、受託者は無限責任を負ってやっているというところもあるので、そういったことも含めて、どこまで会社とのパラレルを取っていくのか、どこまで限定責任信託とのパラレルを取っていくのか、どこまで小さいシンプルな公益信託について負担を軽くしていくのかといったことは、この研究会でも考える必要あるし、会計の研究会のほうでもぜひ考えていただけたらと思っています。

私からは、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

弥永参与、お願いします。

○弥永参与 岡本参与が御紹介くださった制度ですけれども、誤解のないように申し上げておきますけれども、ニュージーランドやオーストラリアを御紹介いただいています、見ていただくと分かりますように、大規模なところに対しては公認会計士などの監査を要求しているのです。日本の今回のところではそういうことを要求しませんので、このオーストラリアやニュージーランドでなぜこのようにTIERに分けているのかということは、むしろTIER 1やTIER 2に対しての要求水準が高いからなのだと思います。まさに溜箭先生が先ほど少し触れられたように、この上場会社と似たような規律が及ぶものが、例えば、ニュージーランドのケースでいうと、TIER 1というところ。TIER 1のFull Standardとは何かというと、国際会計基準、国際財務報告基準、IFRSと言われているものがFull Standardでして、このTIER 2のReduced Disclosure Regimeは、会計処理は国際会計基準に従って行われるけれども、国際会計基準ほどは注記を要求しない、注記の量を減らしているところなのです。物すごく高いところからスタートをしてどんどん小さくなると負担を軽くするという構造でオーストラリアやニュージーランドの規律はできているので、私はアメリカを実は承知していないのですけれども、オーストラリア、ニュージーランド、イギリスについて言うと、非常に大きなチャリティーであれば、それは会社と同じように要求水準が高くて、それを徐々に下げてきているという仕組みなのです。これらの国々と比べたときに、日本で、今回、言わば、限定責任信託で要求されている、似たルールを導入するというのが、このオーストラリア、ニュージーランド、連合王国に比べて要求水準が高いかと言われると、実は必ずしも高くない。ただ、一番下の段階では、オーストラリアなどでは、Cash、つまり、現金主義を認めているので、その意味では、言わば小規模なところに現金主義を認めることがあるのだという点においては、現在の限定責任信託の場合とは違いうだろうというところぐらいの差しかない。それ以外のところ、つまり、現金主義をどこまで認めるかということを除くと、アメリカ合衆国は知りませんが、この残りの3つのTierについて言うと、決して今回提案されている限定責任信託の横並びと比べて軽いと言えるわけではないのではないかということは、比較制度的には、申し上げておかなければいけないと思います。

○岡本参与 今の点だけ。御指摘のように、大規模な場合は非常に厳しくて、小さいときには非常に簡素になっているという状況があるわけですが、数からすると、小さいところはすごく多いのです。私はそこを強調したいということなので、確かに、大きいところについては、厳しい。今の公益法人でも、会計士の関与が必要だという類型がつくられていますよね。そういう意味でいったら、公益法人と同様に、公益信託においても大きなところの関与を厳しくすることについては、僕はあり得ると思います。僕は単に自由化だけを言っているわけではなくて、そういう意味での規制のめり張りをつけることが大事だという趣旨であって、たくさん増やそうと思ったら最低限のところは幅広くしないといけないという趣旨でございます。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

豊福参与、お願いします。

○豊福参与 施行に向けた課題ということでございまして、現在の公益信託は、御存じのとおり、税法上の要件から、受託者が信託銀行ないし信託会社に限定されております。新法施行後にこの公益信託が活発に利用されるには、新たな利用の人たちを想定する必要があると思っています。そういう意味で、利用の主体や利用のされ方みたいなものを多分想定していくのではないかと思います。多分、民間的な発想でしたら、主な利用者を想定して、積極的に、そこに向けての発信や個別のアプローチとかも、やっていくのではないかと、いかにかに新しい人たちにうまく使ってもらえるかという工夫は多分今後とも必要かなと感じるところでございまして。

信託協会の立場を少し離れて、この会合で、個人的にはそのように思うところでございます。

以上です。

○湯浅座長 豊福参与、御提言をありがとうございます。

事務局から、皆様の御意見等々に、まとめてでも結構ですので、御回答いただければと。

○高角局長 本日も、大変活発な御議論を賜りまして、ありがとうございました。

3月でいろいろと区切りを迎えるということで、研究会自体は続いていきますけれども、今後のスケジュールとの兼ね合いもあって、一旦整理をさせていただくという段階に来ていると思っております。

御指摘いただいたように、まだ完全に全ての議論が尽くされているわけではなくて、もっと工夫の余地があるのではないかと、そこはそうお感じだと思っております。たしか最初の回に申し上げたのですが、当然、私たちの思いとして、この公益信託ができるだけ使われてほしいという思いはあるわけですが、いろいろと担い手も広がっていく、使われ方も広がっていくということで、何が起こるか分からないということに対する備えというか、容易に悪用され得るような穴は塞いでおかなければならないという思いが、堅めに制度をつくっておこうというモチベーションになってしまいがちであると。例えば、公益法人並みにしておけば取りあえずは安全だねというところからどうしても始まってしまいがちなのですが、そういうスタンスに対していろいろな角度から御指摘をいただいたと思います。

今回、特定資産公益信託という、財務規律を丸ごと適用除外にする類型、これはかなり思い切った決断だったと思いますけれども、そういう類型を設けたことで、この中にあまりいろいろなものを入れるわけにはいかないけれども、ある種の限定されたカテゴリについては思い切って簡素化できるということで、いろいろと考えた次第でございまして。これをそれ以外のところにどう応用していくのかということも引き続き考えないといけない、つまり、特定資産公益信託でなくなった途端に物すごくハードルが上がるというようなことはあまりよろしくないと思いますので、そこをいかに考えていくのかということは引き

続き宿題とさせていただきたいと思います。

4月になって私どもの体制も少し変わるということもありますので、一旦整理をさせていただいて、政令や府令の作業に反映させていきたいと思っております。引き続き、この会議の場でなくても、様々な形で御意見等を寄せていただければ、幸いです。よろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

○林参与 すみません。タイミングが悪いな。その前に手を挙げなあかんかった。よかったら、もう少し発言させていただきたかったのですけれども、大丈夫ですか。

○湯浅座長 はい。

○林参与 すみません。めっちゃタイミングが悪いな。

運用の話があって、さっきから議論があったと思うのですけれども、結論としては、特定資産公益信託もできそうなめっちゃ安全な株式の取扱いみたいなものを何とか運用の中から切り出せないかなと思うので、検討を試みてもらえませんかということが結論になります。従前も申し上げたのですけれども、法制審に出ていた事業型と寄附型の区別から特定資産公益信託は若干ずれてしまったと僕は思っているのですけれども、そのときにどうするかとなって、1つは、先ほどから言われているように、特定資産公益信託ではなくても、小さいものについてどう扱うかということになって、それは先ほども言われたところだと思うのです。もう1つは、僕の理解だと、法制審のときは株式でも安全なものは寄附型でいけるという理解だったので、何とかそこを切り出せないのかと思っています。ざっくりと運用と言うと、すごくちっちゃいものからすごく頻繁に取引をするものまで想定されてしまって、そこを区別することが難しかったから法制審でできなかったのだということとは当然あるのだけれども、何とかそのようにできないかなと思っています。

雑談で言うと、アメリカとかでは、民事の信託の受託者をやっている弁護士は、トレーダーみたいに、株式を受けてしまった以上は減らしたらあかんからとすごいことになっているという話も聞くのですけれども、そもそもそんなことは当然想定していないわけで、普通の市民が株を持っているものと変わらないようなものしか想定していないのではないかなと。

ごめんなさい。僕も弥永先生の前でこう言うのはあれだけれども、金商法の世界で、多分めっちゃ素人の人と中堅の人とプロみたいな人の3段階ぐらいに分かれて議論しているはずなので、別に、公益信託で運用するからって、プロみたいな話とか、もちろん注記みたいな話もリスクは多くて、知られていなくて、基本的には初心者みたいなレベルのことをするのだらうなということがざっくりした私のイメージなのです。そういうものを切り出す工夫ができないのかなと思っているので、僕もせっかくだったら特定公益信託はもっと使われたほうがいいと思うので、溜箭先生がおっしゃった問題意識はそうだと思うので、何とか工夫できればいいなと。検討をお願いします。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

時間も来てしまいまして、まだ議論が尽きないところでございますけれども、こちらで終了とさせていただきます。

皆様からいただきました御意見等は、事務局で整理をさせていただきたいと存じます。

今回、松元参与が最後の御参加ということでございますので、急で申し訳ありませんけれども、松元参与、一言、お願いできますでしょうか。

○松元参与　発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

4月7日から産休に入るものですから、途中で大変申し訳ないのですが、私の出席は今回で最後ということで御容赦いただければと思います。

この間、事務局の皆様方におかれましては、特に第1回の資料を見たときには、こんなものを数回で検討できるのだろうかと思ったのですが、本当に膨大な、恐らく物すごく大変な作業だったのではないかと思いますけれども、丁寧に御対応いただきまして、ありがとうございました。

また、法制審のときからいらした先生方も含め、実務にすごくお詳しい先生も含め、参与の皆様方からの御発言で私もすごく勉強させていただきました。引き続き私も勉強を続けていきたいと思いますが、まずはこの制度がしっかりと使われるものになるように、しばらくは裏から応援させていただきたいと思います。

改めまして、皆様方、本当にありがとうございました。

○湯浅座長　松元参与、本当にありがとうございました。

公益法人のガイドラインのときから積極的に御発言いただきまして、本当に助かりました。ぜひお体を大切にいただければと存じます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、これで終了とさせていただきます。

最後に、事務局から、何かございますでしょうか。

○古谷企画官　3点、事務連絡を申し上げます。

本日配付した資料については、新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の議事概要及び議事録を作成いたします。会議資料、議事概要及び議事録は、公益法人informationにて公表する予定でございます。

また、本日、先ほど事務局長からの説明にもありましたが、政令、内閣府令、合同命令については、事務局にて精査し、関係各部署との調整を踏まえて、パブリックコメント等を実施させていただきたいと思います。その関係もありまして、次回の第4回の研究会につきましては、令和7年5月22日、木曜日の10時から、開催させていただく予定です。

また、先ほどもありましたが、本日御発言し切れなかった御意見等については、メール等で随時伺いできればと存じます。いただきました御意見等は、次回研究会でまとめて提示させていただき、議事録等に記録することも考えておりますので、御承知おきいただけましたら幸いです。

以上でございます。

○湯浅座長 それでは、これで第3回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会を終了とさせていただきます。

皆様方には、積極的な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

以上でございます。